

日本ドイツ学会年会費 軽減措置適用条件等

2018年6月/2024年6月改訂

適用対象者	学生	退職者	その他
適用条件	日本学術振興会特別研究員を除く。	退職者で現在他に常勤職についておらず、今後もその予定のない方。	常勤職についていない方。任期制の場合はフルタイムの被雇用者を除く。日本学術振興会特別研究員を除く。
申請条件	軽減措置適用希望年度の前年度までの年会費を完納していること。		
申請方法	文書郵送、またはメールにて日本ドイツ学会事務局宛に申告。		
申請期限	現会員は、軽減措置適用希望年度の前年度2月末まで。新入会員は入会申込書にて。		
添付資料	学生証などのコピー。軽減が認められた場合、当該年度開始後に毎年度最新のものを提出。	特になし。	特になし。ただし審査に必要な場合は提出を求めることがある。
軽減会費払込み期限	軽減が認められた当該年度内。 当該年度内に会費が支払われなかった場合、滞納分は通常の会費額で請求される。		
適用期間	1年限り。次年度も軽減措置を希望する場合は2月末までに改めて申請。	本人から申し出がなければ翌年度以降も継続。但し、会費を滞納した場合は、軽減措置の適用を解除する。	原則として翌年度以降も継続。但し、会費を滞納した場合は、未納分を含めて軽減措置の適用を解除する。常勤職については、その旨お申し出ください。